

## 船舶事故調査報告書

平成24年1月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月17日（日） 14時30分ごろ
発生場所	山口県上関町長島南東岸 山口県岩国市所在の柱島港来見沖防波堤北灯台から真方位165° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 59.4′ 東経132° 25.9′）
事故調査の経過	平成23年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート 仁新丸、5トン未満 280-30307広島、医療法人社団仁井谷医院外1人 10.07m（Lr）×2.75m×1.03m、FRP ディーゼル機関、169kW、平成5年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年9月26日 免許証交付日 平成20年7月28日 （平成25年7月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船は、調査時、廃船されており、損傷状況は不明であった。
事故の経過	本船は、船長が同乗者3人を乗せ、広島県呉市倉橋島にあるマリーナに帰航するため、長島南南東方沖を手動操舵により約15～16ノット（kn）の対地速力で北進中、平成23年7月17日13時50分～14時00分ごろ柱島港来見沖防波堤北灯台から161°（真方位、以下同じ。）2.6M付近で機関が突然停止し、バッテリー警報装置が作動した。 船長は、機関の再始動を試みたが始動できなかった。 本船は、風力4の北東風を受け、長島南東岸に向けて圧流され、14時30分ごろ柱島港来見沖防波堤北灯台から165° 2.1M付近の長島南東岸に船尾部が乗り揚げた。 船長は、自力離礁を試みたが、離礁が困難であり、海上保安庁に救助を要請した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約75cm、潮流 約0.5knの南流
その他の事項	船長は、本船に約10年間乗っており、年に2～3回長島付近に行っていた。

	<p>船長は、本事故発生の約3週間前に本船に乗船したが、機関に異常はなく、出航前の点検でも異常はなかった。</p> <p>船長は、出航後、機関の異音や異常の前兆を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故発生当時、レーダー及びGPSプロッターを使用していた。</p> <p>本船は、マリーナに15時ごろ帰航予定であった。</p> <p>乗船者は、本事故発生当時、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>機関が停止した場所付近の水深は、約50～60mであった。</p> <p>本船に装備されていた錨は、重さ約15～16kg、錨索の長さは約100mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、長島南南東方沖を北進中、機関が停止して再始動が不能となったことから、北東風に圧流されて同島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船の機関は、停止したが、停止した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、長島南南東方沖を北進中、機関が停止して再始動が不能となったため、北東風に圧流されて同島南東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行不能となった場合、速やかに救助を要請し、可能であれば錨泊すること。</li> </ul>	